

令和4年度

太田川原野谷川治水水防組合
定期監査結果報告書

太田川原野谷川治水水防組合
監査委員

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

太田川原野谷川治水水防組合における令和4年11月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

太田川原野谷川治水水防組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局次長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市 監査室

(2) 実施日 令和5年1月10日

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

本組合は、昭和 32 年の設立以降、太田川・原野谷川流域における広域的な水防業務について、水防体制の確保や水防計画、水防演習、国・県への要望活動などの重要な役割を担い対応をされてきた。しかしながら、広域連携組織の設立や情報伝達技術の発展等により、各市町での水防対応が可能となったため、令和 5 年 3 月 31 日をもって解散することが構成市町議会において議決、令和 4 年 10 月静岡県知事へ解散届を提出され、その役目を終えることとなっている。

今後は、事務の承継等組合の解散に伴う事務手続きについて、法令等を確認し、構成市と連絡調整を行いながら、遺漏なく円滑に進められたい。

また、国・県への要望活動については、解散後も流域の 3 市 1 町で継続する予定となっているが、近年の気象現象では、令和 4 年 9 月の台風 15 号と同様、若しくは上回る大量の降雨による被害が頻発している。引き続き、河川整備の促進及び財政面での支援について、国や県に積極的に働きかけるための活動を、設立予定である期成同盟会で継続されたい。